

必 読



彩の国 埼玉県

# 卒業後の手続きのしおり

～埼玉県看護師等育英奨学金～



埼玉県マスコット「コバトン」と「さいたまっち」

このしおりは返還が終了するまで大切に保管し、  
利用してください。  
育英奨学金は返還義務のある貸付金です。  
必ず責任を持って返還しましょう。

令和7年2月

埼玉県保健医療部医療人材課

# 目次

	ページ
1 はじめに	2
2 書類作成上の注意点	3
3 制度概要	3
4 卒業時の手続について	4
5 返還について	5
6 返還中の手続について	6
7 返還猶予について	7
8 返還免除について	8
9 その他の注意事項	9
10 書類提出先・問い合わせ先	9
11 よくある質問	10

## <様式>

・ 様式第5号 卒業届	14
・ 様式第6号 就業届	16
・ 様式第7号 埼玉県看護師等育英奨学金返還猶予申請書	18
・ 様式第8号 埼玉県看護師等育英奨学金返還免除申請書	19
・ 様式第9号 死亡届	20
・ 埼玉県看護師等育英奨学金返還明細書	21
・ 現況報告書	22
・ 異動届	24

## <条例・規則>

・ 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例	25
・ 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則	27

## 1 はじめに

あなたが貸与を受けた埼玉県看護師等育英奨学金（以下「育英奨学金」といいます。）についての関連事項を下欄に必ず記入して、必要書類提出時の参考としてください。

なお、このページはあなた自身のための覚書ですので提出の必要はありません。

- 1 貸与番号：貸与決定通知書に記載されている8桁の数字です。

--	--	--	--	--	--	--	--

- 2 貸与年額

円

※3ページに掲載されている「3 制度概要」の「(1) 貸与年額」を参照してください。

- 3 貸与年数（途中で休学等による貸与停止があった場合は、その年数を除いてください。）

年（ 年 月～ 年 月）

- 4 貸与総額（2の「貸与年額」と3の「貸与年数」を掛けたものです。）

円× 年 = 円

<例> 年額540,000円で2年間貸与を受けた場合、  
年額540,000円×2年=1,080,000円が  
貸与総額となります。

- 5 連帯保証人（2名）

① 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

② 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

## 2 書類作成上の注意点

この度卒業される皆さんは、このしおり及び条例・規則をよく読んで、必要な書類をその都度期限までに提出してください。

- ・ **書類の提出義務は皆さん自身にありますので、注意してください。**  
**(必要な書類の提出について、埼玉県からその都度連絡はしません。)**
- ・ 書類を修正する場合は二本線で消し、訂正印を押してください。
- ・ **修正液・インキ浸透印（シャチハタ等）は使用できません。**
- ・ 書類作成時には、必要なページをコピーして使用してください。
- ・ 提出書類は、必ずコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

## 3 制度概要

### (1) 貸与年額

養成課程ごとの貸与年額は、次のとおりです。

設置主体	保健師、助産師 看護師養成課程	准看護師 養成課程
① 国公立養成施設	270,000円	360,000円
② ①以外の養成施設	540,000円	

※「国公立養成施設」とは、独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体が設置する養成施設をいいます。

### (2) 返還方法・返還期限・利率

返還方法	・ 卒業の翌日（4月1日）から2か月以内に県内就業した場合 … 年賦による分割払い (1回の返還額は貸与年額の半額以上。一括返還可) ・ 上記以外 … 原則一括返還
返還期限	・ 卒業の翌年度の1月31日
利率	・ 無利子（延滞利息 年利7.25%）

※詳しくはP5「5 返還について」を参照してください。

## 4 卒業時の手続について

養成施設を卒業したときは、次の書類を必ず養成施設を通じて提出してください。貸与を受けた全ての人が対象となります。

なお、卒業時に必要な書類は養成施設を通じて提出していただきますが、それ以降必要な手続を行う場合は、埼玉県へ直接提出してください。

提出書類	対象
<b>①卒業届（様式第5号）</b> P14 ※育英奨学金の返還の方法には、年賦払いと一括払いがあります。 詳しくはP5「5 返還について」を参照してください。 ※返還の猶予を受けようとする方も、現時点の予定で結構ですので、必ず年賦払いか一括払いか選んでください。	全員
<b>②被貸与者本人の住民票</b> ※令和7年4月1日以降に発行されたもので、 <u>氏名、住所、本籍及び筆頭者の記載のあるもの</u> を提出してください。	全員
<b>③就業届（様式第6号）</b> P16 ※看護師等の試験に合格し埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事する方のみ提出してください。就業届が提出されない場合、令和7年9月30日までに貸与額全額を一括返還していただくこととなります。 ※進学、試験不合格等による返還の猶予を申請する方は提出不要です。	該当者のみ
<b>④返還猶予関係書類</b> P18 ※進学等で、返還の猶予を受けようとする方は返還猶予の関係書類を提出してください。 詳しくはP7「7 返還猶予について」を参照してください。	該当者のみ
<b>⑤異動届</b> P24 ※本人又は連帯保証人の氏名・住所・連絡先等に変更があった場合に提出してください。	該当者のみ
<b>⑥本人確認書類および確認書</b> ※現住所が記載されており、かつ顔写真付きの本人確認ができる書類を提出してください。（運転免許証の写し等）	全員

## 5 返還について

育英奨学金は、貸与終了（卒業）後、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例及び埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の規定に基づいて全額を返還していただきます。

返還については、埼玉県が発送する納入通知書を添えて金融機関で入金していただくことになります。

なお、育英奨学金の返還方法は、下記（１）又は（２）のいずれに該当するかで変わります。

### （１）看護師等の免許を取得し、令和7年5月31日までに埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事している方

#### ア 返還方法

次のいずれかの返還方法となります。

- ①一括払い
- ②年賦払い（貸与年額と同額）
- ③年賦払い（貸与年額の半額）

#### イ 返還期限

毎年度の1月31日

※ 返還期限を過ぎますと、年率7.25%の延滞利息が発生します。また、滞納すると本人や連帯保証人に法令に基づく徴収手続を行いますので、必ず返還期限内に納入してください。

#### ウ 納入通知書の発送予定時期

毎年8～9月頃

（返還例）…年額540,000円で3年間貸与を受けた場合【総額 1,620,000円】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
一括払い	1,620,000					
年賦払い(貸与年額と同額)	540,000	540,000	540,000			
年賦払い(貸与年額の半額)	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

### （２）県内において看護師等の業務に従事していない方（返還猶予の場合を除く。）

#### ア 返還方法

貸与金の全額を令和7年9月30日までに一括払い

#### イ 納入通知書の発送予定時期

令和7年6月頃

## 6 返還中の手続について

返還中に、以下の事項に該当する場合は、必要な手続をとってください。  
その他御不明な点がある場合は、必ず埼玉県に確認してください。

### (1) 氏名、住所等が変わった場合

本人又は連帯保証人の氏名、住所、本籍、電話番号等が変更となった場合は、必ず異動届[P 24]を提出してください。特に、住所が変わった場合は、納入通知書が届かない原因になりますので、事前に電話連絡の上、書類を提出してください。

なお、変更があったにもかかわらず書類の提出がない場合には、一括返還をしていただくことがありますので御注意ください。

<提出書類>

ア 異動届[P 24]

イ 変更の事実を証明する書類（住民票、運転免許証の写し等）

### (2) 納入通知書を紛失した場合

納入通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので御連絡ください。再発行まで時間がかかる場合もありますので、御注意ください。

### (3) 返還残額を繰り上げて返還したい場合

繰上償還を希望する場合は、手続に必要な書類をお送りいたしますので、御連絡ください。

### (4) 納入が困難な場合

返還期限を過ぎますと、年率7.25%の延滞利息が発生します。また、滞納すると本人や連帯保証人に法令に基づく徴収手続を行います。返還期限までに納入ができない場合は、必ず事前に埼玉県に御相談ください。

また、疾病等により返還が困難な場合は、返還を猶予する制度もあります。埼玉県へ相談なしに納入が遅れることがないように十分注意してください。

### (5) 進学する場合

返還中に、他の看護師等養成施設に進学する場合は、進学先に在籍している期間だけ返還を猶予することができます。詳しくはP 7「7 返還猶予について」を参照してください。

## 7 返還猶予について

育英奨学金の貸与を受けた方で、次の①～②に該当する場合は、当該事由が継続する間返還を猶予することがあります。

- ①卒業後、他の看護師等養成施設（県外の施設も含む。）に進学し、在学しているとき。
- ②災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

返還の猶予を希望する方は次の書類を提出してください。

なお、審査の上で猶予の決定をいたします。申請した方全てが猶予となるわけではありませんので御注意ください。

### (1) 提出書類

- ① **埼玉県看護師等育英奨学金返還猶予申請書（様式第7号）** P18
- ② **返還猶予の理由を証明することのできる書類**  
**（進学の場合は在学証明書、病気の場合は診断書等）**  
**※診断書に記載の期間しか猶予となりません。**

※看護師等試験に不合格の場合でも、翌年の試験に合格する見込みがあると認められるときは、1年間返還を猶予することがありますので、埼玉県まで御連絡ください。

### (2) 提出期限

猶予事由が生じた日から1か月以内

（ただし、卒業時の手続の際は養成施設の定める期限まで。）

### (3) 返還猶予期間中の手続

返還猶予を受けている場合、毎年その現況について報告する必要があります。

**必ず、毎年8月末日までに「現況報告書 [P22]」を提出してください。**

※1 毎年8月1日現在の状況について記載してください。

※2 連帯保証人欄について連帯保証人の自筆である必要はありませんが、住所等の連絡先について必ず確認の上、記入してください。

※3 現況報告書の提出がない場合は、猶予が取り消され、返還となることがあります。

#### (4) 返還猶予期間満了後の手続

返還猶予期間が満了又は返還猶予事由が消滅（進学先の卒業・退学、疾病の治癒等）した場合は、返還が開始されますので、速やかに次の書類を提出してください。

<b>①埼玉県看護師等育英奨学金返還明細書</b>	P21
※返還方法（年賦か一括か）について、改めて確認するものです。 詳しくはP5「5 返還について」を参照してください。	
<b>②就業届（様式第6号）</b>	P16
※埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事しているか確認するものです。 <b>就業届が提出されない場合、貸与額全額を6か月以内に一括返還していただくこととなります。</b>	

## 8 返還免除について

育英奨学金の貸与を受けた方が死亡又は心身の著しい障害により返還することができなくなった場合は、履行期が到来していない部分に限り、返還を免除することがあります。返還の免除を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

<b>①埼玉県看護師等育英奨学金返還免除申請書（様式第8号）</b>	P19
<b>②返還免除の理由を証明することのできる書類（診断書等）</b>	

## 9 その他の注意事項

### (1) 各種手続について

必要な手続について、原則として埼玉県からは連絡しません。このしおりをよく読んで、その都度必要な手続をとってください。手続について御不明な点がある場合は御連絡ください。

### (2) 必要書類について

書類の様式は、しおりの他に、埼玉県のホームページにも掲載していますので御活用ください。

埼玉県HP > 健康・福祉 > 医療 > 看護職員確保・支援 > 奨学金・修学資金  
> 【平成22年度以降に貸与を受けた方】～育英奨学金～卒業後の手続  
URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/syougakukinhenkan.html>

### (3) 連帯保証人について

ア 滞納した場合や必要な書類が提出されない場合、本人と連絡が取れない場合等は、連帯保証人に連絡させていただきます。

イ 連帯保証人には、催告の抗弁権及び検索の抗弁権がありません。

### (4) 返還金について

育英奨学金は、卒業後必ず返還する奨学金です。返還金の納入が滞った場合には、返還事務に必要な範囲で、被貸与者本人や連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、利用することがあります。

## 10 書類提出先・問い合わせ先

### 書類提出先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 保健医療部 医療人材課 看護・医療人材担当 あて

※郵送で書類を提出する際は、封筒の表に貸与番号と提出する書類名を記載してください。

### 問い合わせ先

電話：048-830-3546（直通）※受付時間 8:30～17:15（土日祝日除く）

## 1 1 よくある質問

### < 返 還 >

Q 返還方法について月賦払いを希望しているが、月々1万円ほどの返還は可能か。

A 月賦払いはできません。年賦払いで、返還年額は貸与年額の半額以上です。

Q 年賦払い（貸与年額の半額）で返還しているが、残額を繰り上げて返還したい。

A 埼玉県まで御連絡ください。必要な手続を御案内します。

Q 現在返還中であるが、納入通知書が送られてこない。

A 育英奨学金の納入通知書の発送時期は毎年9月頃となっております。お手数ですが、発送時期を過ぎても納入通知書が届かない場合は、埼玉県まで御連絡ください。

### < 返 還 猶 予 >

Q 現在返還中であるが、次の4月から看護師課程に進学する。返還猶予手続はどうか。

A 猶予申請書と進学先の在学証明書を提出してください。進学してから1か月以内に提出するようお願いします。

Q 疾病・けが等により仕事ができない状況であるため、返還を猶予してほしい。

A 勤務できない事由が生じてから1か月以内に医師の診断書を添えて申請してください。猶予決定後も疾病等が継続する場合は、猶予期間が満了となる前に再度申請してください。

※ なお、診断書には、次の①～②を明記することが必須となります。

①具体的な病名・症状

②療養に要する期間

また、審査の上で猶予の決定をいたしますので、申請した方全てが猶予となるわけではありません。診断書に記載の期間のみが猶予期間となります。

Q 卒業後、福祉関係を専攻する学校に進学したが、返還を猶予してほしい。

A この場合は、猶予の対象外となります。猶予の対象となるのは、看護職員（保健師、助産師、看護師）を養成する学校等であり、それ以外の学校等は対象外です。

### <育英奨学金の貸与を2度以上受けた場合>

Q 准看護師課程の時と看護師課程に進学した時の2回育英奨学金の貸与を受けたが、書類の手続方法はどうか。

A 育英奨学金は貸与を受けた時に在籍していた学校ごとに扱っておりますので、書類の提出が必要な場合はそれぞれ作成していただくこととなります。  
貸与番号も異なりますので、不明な場合は埼玉県まで御連絡ください。

Q 准看護師課程の時と看護師課程に進学した時の2回育英奨学金の貸与を受けた。看護師課程を卒業後、両方とも年賦払いで返還する場合は、毎年の返還額はどのようになるのか。

A 准看護学校卒業後、連続して進学した看護師学校においても育英奨学金の貸与を受け、卒業後両方が年賦払いとなった場合は、准看護学校分の年賦払いと看護師学校分の年賦払いが同時に開始されるため、2つの年賦額の合計分の返還が必要になります。

## < そ の 他 >

Q 貸与番号を忘れてしまった。

A 貸与番号は各種手続の際に必ず必要となりますので、忘れることのないよう、メモを残しておいてください。

忘れてしまった場合は、埼玉県までお問い合わせください。

※ 貸与番号のない書類を提出した場合は、手続が完了しないことがありますので、御注意ください。

Q 結婚して姓、住所等が変わったが、どうすればよいか。

A **本人又は連帯保証人に氏名、住所等の変更が生じた場合は、異動届及び住民票等を提出**してください。特に返還中の場合は納入通知書が届かない原因にもなりますので、住所等変更の旨を**事前に電話連絡**の上、書類を提出してください。

※ 万一に備えて、郵便局に転送届を出していただくことをお勧めします。

Q 連帯保証人を変更したいのだが、どうすればよいか。

A 本来、連帯保証人は特段の理由なしに変更できません。ただし、死亡等の場合には直ちに変更の手続が必要となります。その場合は、埼玉県まで必ず御連絡ください。

Q 卒業後、必要な手続を忘れていた。また、手続を忘れたら埼玉県から連絡が来るものと思っていた。

A 原則として埼玉県からは連絡しません。このしおりをよく読んで、その都度必要な手続をとってください。

Q 手続きに必要な書類・しおりを紛失してしまった。

A 埼玉県ホームページから各種提出書類・しおり・条例等が印刷できます。  
インターネットを利用できない場合は、FAX・郵送等で送付しますので御  
連絡ください。

URL : <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/syougakukinhenkan.html>

Q 学校の説明の一部に分からないことがあるのだが。

A 御不明な点がある場合は、必ず埼玉県に確認してください。御自身のあいまいな認識で判断されることのないようにお願いします。

## 卒 業 届

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

被貸与者

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
貸与番号	
電話番号	

私は、看護師等の学校・養成所を卒業したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

なお、貸与を受けた奨学金については、下記のとおり返還します。

## 記

## 1 卒業した学校・養成所名等

- (1) 学校・養成所名  
(2) 課 程 名

## 2 奨学金の返還の方法及び返還額

返還総額  円

下記の希望する返還方法にを付けること。

- 返還方法 一括払い  
年賦払い（貸与年額と同額）  
年賦払い（貸与年額の半額）

## 3 卒業後の進路

該当する項目にを付けること。

- (1) 埼玉県内で看護師等として就業  
 (2) 埼玉県外で看護師等として就業  
 (3) 看護師等養成施設に進学  
 (4) (1)～(3)以外 ( )

※ (1)・(2)に該当する場合は、次にも記入してください。

ア 施設の名称

イ 施設の所在地

ウ 就業（予定）年月日 令和 年 月 日

注 卒業に伴い、住所等の変更が生じたときは、別途「異動届」を提出すること。

記入例

卒業届

令和7年4月15日

(宛先)

埼玉県知事

被貸与者

住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
氏 名	埼玉 太郎
生年月日	平成8年 4月 1日生
貸与番号	12345678
電話番号	090-1234-1234

私は、看護師等の学校・養成所を卒業したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

なお、貸与を受けた奨学金については、下記のとおり返還します。

日中に御連絡のとれる番号を記入してください。

記

1 卒業した学校・養成所名等

- (1) 学校・養成所名 高砂看護専門学校
- (2) 課 程 名 看護師〇年課程〇〇制

貸与総額を記入してください。

<例>

年額540,000円で、3年間貸与を受けた場合  
540,000円×3年=1,620,000円

2 奨学金の返還の方法及び返還額

返還総額 1,620,000円

下記の希望する返還方法にを付けること。

- 返還方法 一括払い
- 年賦払い（貸与年額と同額）
- 年賦払い（貸与年額●半額）

<例>

返還総額が1,620,000円で、年賦払い（貸与年額の半額）を選んだ場合は、270,000円×6年の返還計画になります。

返還の猶予を受けようとする方も、現時点の予定で結構ですので必ず選んでください。

3 卒業後の進路

該当する項目にを付けること。

- (1) 埼玉県内で看護師等として就業
- (2) 埼玉県外で看護師等として就業
- (3) 看護師等養成施設に進学
- (4) (1)～(3)以外（

※ (1)・(2)に該当する場合は、次にも記入してください。

- ア 施設の名称 医療法人〇〇会 高砂クリニック
- イ 施設の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
- ウ 就業（予定）年月日 令和7年4月1日

就業・進学以外の場合は、状況を簡潔に記入してください。

例：未就業、疾病等

注 卒業に伴い、住所等の変更が生じたときは、別途「異動届」を提出すること。

就 業 届

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

被貸与者

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
貸与番号	
電話番号	

私は、下記のとおり就業したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 就業年月日 令和 年 月 日
- 4 看護師等の資格の状況（有する資格名の下欄に免許証の登録番号を記入すること。）

看護師	准看護師	保健師	助産師

上記のとおり就業し、【看護師・准看護師・保健師・助産師】の業務に従事していることを証明します。

令和 年 月 日  
施設の名称  
施設の長

# 記入例

様式第6号（第7条関係）

## 就 業 届

令和7年4月15日

(宛先)

埼玉県知事

被貸与者

住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
氏 名	埼玉 太郎
生年月日	平成8年 4月 1日生
貸与番号	1 2 3 4 5 6 7 8
電話番号	0 9 0 - 1 2 3 4 - 1 2 3 4

私は、下記のとおり就業したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称 医療法人〇〇会 高砂クリニック
- 2 施設の所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-3-15
- 3 就業年月日 令和7年4月1日
- 4 看護師等の資格の状況（有する資格名の下欄に免許証の登録番号を記入してください）

看護師	准看護師	保健師
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	

日中に御連絡のとれる番号を記入してください。

令和7年5月31日までに就業していない場合は、一括返還となりますので御注意ください。

免許の申請中で、登録番号が分からない場合は、「免許申請中」と記入してください。後日、登録番号が分かった時点で必ず医療人材課に御連絡ください。

該当する職種に〇を付けてください。

上記のとおり就業し、**看護師**・准看護師・保健師・助産師の業務に従事していることを証明します。

令和7年4月10日

施設の名称 医療法人〇〇会 高砂クリニック

施設の長 高砂 太郎

必ず施設に記入を依頼してください。

様式第7号（第9条関係）

埼玉県看護師等育英奨学金返還猶予申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
被貸与者 生年月日 年 月 日生  
貸与番号  
電話番号

私は、埼玉県看護師等育英奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 猶予申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 猶予申請の理由

3 貸与を受けたときの学校・養成所名等

（1）学校・養成所名

（2）課 程 名

（3）卒業年又は学年

4 その他

埼玉県看護師等育英奨学金返還免除申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
被貸与者との関係  
被貸与者 氏名  
生年月日 年 月 日生  
貸与番号

私は、埼玉県看護師等育英奨学金の返還の債務の免除を受けたいので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 免除申請額 金 円
- 2 免除申請の理由
- 3 貸与を受けたときの学校・養成所名等
  - (1) 学校・養成所名
  - (2) 課程名
  - (3) 卒業年又は学年
- 4 その他

死亡届

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
被貸与者との関係  
電話番号

埼玉県看護師等育英奨学金の被貸与決定者である下記の者が死亡したので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第12条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 死亡した被貸与決定者

- 1) 住 所
- 2) 氏 名
- 3) 生年月日 年 月 日生
- 4) 貸与番号

2 死亡年月日 年 月 日

3 貸与を受けたときの学校・養成所名等

- 1) 学校・養成所名
- 2) 課 程 名
- 3) 卒業年又は学年

埼玉県看護師等育英奨学金返還明細書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

被貸与者	住 所	〒
	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	貸与番号	
	電話番号	

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第8条の規定により、貸与を受けた奨学金を下記のとおり返還します。

記

1 卒業した学校・養成所名等

1) 学校・養成所名	
2) 課 程 名	

2 奨学金の返還の方法及び返還額

返還総額  円

- 返還方法 一括払い  
年賦払い（貸与年額と同額）  
年賦払い（貸与年額の半額）

現 況 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先)  
埼玉県知事

下記のとおり、私は令和 年 8 月 1 日現在の状況について報告します。

1 貸与者及び連帯保証人の現況※複数回貸与を受けた場合は貸与番号を併記して下さい。

貸 与 者	氏 名		貸与番号※		
	電話番号		携帯電話		
	住 所	〒		生年 月日	T・S・H . .
	本 籍				
	筆 頭 者				
連 帯 保 証 人	氏 名		電話番号		
	住 所	〒			
	氏 名		電話番号		
	住 所	〒			

2 卒業後の就学状況

期 間	就 学 先

3 在学証明

上記者について在学していることを証明します。

令和 年 月 日

施 設 所 在 地

施 設 名 ・ 施 設 長

**記 入 例**

令和7年8月16日

(宛先)  
埼玉県知事

下記のとおり、私は 令和7年8月1日現在の状況について報告します。

**1 貸与者及び連帯保証人の現況※複数回貸与を受けた場合は貸与番号を併記して下さい。**

貸 与 者	氏 名	埼玉 大輔	貸与番号※	1 0 3 2 1 1 0 1		
	電話番号	048 - 830 - 3543	携帯電話	090 - 1234 - 5678		
	住 所	〒336-0021 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	生年 月日	T	S	H
	本 籍	埼玉県さいたま市浦和区高砂3番地				
	筆 頭 者	埼玉 明				
連 帯 保 証 人	氏 名	埼玉 信二	電話番号	0 4 8 - 8 3 0 - 3 5 4 4		
	住 所	〒336-0021埼玉県さいたま市北区高砂3-15-1				
	氏 名	埼玉 真人	電話番号	0 4 8 - 8 3 0 - 3 5 3 0		
	住 所	〒336-0021 埼玉県さいたま市南区高砂3-15-1				

**2 卒業後の就学状況**

期 間	就 学 先
令和7.3.31 令和7.4.1～現在	高砂准看護学校卒業 高砂看護専門学校に在学

施設ごとに記入してください。

期間は日にちまで正しく記入してください。

**3 在学証明**

上記者について在学していることを証明します。

令和7年8月15日

施設所在地 さいたま市浦和区高砂99-9

施設名・施設長 高砂看護専門学校 高砂太郎

異 動 届  
(住所・氏名・連帯保証人 変更届)

(宛先)

埼玉県知事

住所	〒
氏名	
貸与番号	
学校名	

私は下記の事項に異動がありましたので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第11条の規定により届け出ます。

記

事 由	新	旧
ふりがな 氏 名	(本人との関係 )	
住 所	〒  TEL ( )	〒  TEL ( )
勤務先	TEL ( )	TEL ( )
変更理由		

※ 必要事項だけ記入すること。

※ 住民票、免許証、健康保険証等、変更の事実が分かる書類を添付すること。

改 平成一四年 二月一九日条例第二号 平成二二年 三月三〇日条例第一四号  
正

埼玉県看護婦等育英奨学金貸与条例をここに公布する。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例

題名改正〔平成一四年条例二号〕

（目的）

第一条 この条例は、県内の看護師等養成施設に在学する者であつて、経済的な理由により修学が困難で、かつ、将来県内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師等の養成及び確保を図ることを目的とする。

一部改正〔平成一四年条例二号・二二年一四号〕

（定義）

第二条 この条例において「看護師等」とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいい、「看護師等養成施設」とは保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づき指定を受けた学校又は養成所（これらのうち授業料が徴収されないものを除く。）をいう。

一部改正〔平成一四年条例二号・二二年一四号〕

（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 県内の看護師等養成施設に在学する者であること。
- 二 身体が強健であり、品行方正であつて、かつ、学業成績が優秀な者であること。
- 三 経済的な理由により修学が困難な者であること。
- 四 看護師等養成施設を卒業した後、県内において看護師等の業務に従事することが確実であると認められる者であること。

一部改正〔平成一四年条例二号・二二年一四号〕

（貸与の額）

第四条 奨学金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

区分		貸与額（年額）
看護師等養成施設に在学する者（次の項に該当する者を除く。）	地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構が設置する看護師等養成施設	二十七万円
	地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構以外の者が設置する看護師等養成施設	五十四万円
看護師等養成施設に在学する者（准看護師を養成する課程に在学する者に限る。）		三十六万円

一部改正〔平成二二年条例一四号〕

（貸与期間）

第五条 奨学金の貸与期間は、その貸与を受ける者の在学する看護師等養成施設の正規の修業期間以内とする。ただし、知事は、やむを得ない事由があると認めるときは、貸与期間を延長することができる。

一部改正〔平成一四年条例二号〕

(交付の方法)

第六条 奨学金は、その年額を一括して本人に交付する。

一部改正〔平成二二年条例一四号〕

(貸与の決定の取消し等)

第七条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止するものとする。

- 一 第三条に規定する者でなくなったとき。
- 二 休学したとき。
- 三 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 その他奨学金を貸与することが適当でない認められるに至ったとき。

(返還事由)

第八条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業その他の事由により奨学金の貸与の事実がやんだときは、規則の定めるところにより、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が看護師等養成施設に在学している間は、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 知事は、奨学金の貸与を受けた者に災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、当該事由が継続する期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一部改正〔平成一四年条例二号〕

(返還の債務の免除)

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により奨学金を返還することができなくなったときは、奨学金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第十一条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年七・二五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が、百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年二月十九日条例第二号）

この条例は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第十四号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の廃止)

- 3 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十八年埼玉県条例第五号）は、廃止する。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の規定に基づく貸与の決定を受けた者に係る修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則

平成十年三月三十一日

規則第四十七号

改正

- 平成一四年 二月二六日規則第六号
- 平成二〇年 八月二九日規則第七八号
- 平成二二年 三月三〇日規則第五七号
- 令和 七年 三月二八日規則第六〇号

埼玉県看護婦等育英奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則

（貸与の申請）

第一条 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号。以下「条例」という。）の規定により、奨学金の貸与を受けようとする者は、毎年度、様式第一号の奨学金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 様式第二号の内申書

二 様式第三号の家族状況調書

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

（誓約書の提出）

第二条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人が連署した様式第四号の誓約書を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第三条 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、保証能力を有するものでなければならない。

（退学等の届出）

第四条 第一条第二項の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）は、退学し、休学し、転学し、又は条例第三条第二号から第四号までに該当する者でなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。退学又は停学の処分を受けたときも、同様とする。

（辞退の届出）

第五条 被貸与決定者は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（卒業の届出）

第六条 奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、奨学金の貸与に係る看護師等養成施設を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届を知事に提出しなければならない。

(就業の届出)

第七条 被貸与者で、奨学金の貸与に係る看護師等の免許を取得したものは、当該奨学金の返還の事由が生じた日（条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けた者にあつては、当該猶予の期限。次条第一項及び第二項において同じ。）の翌日から起算して二箇月以内に県内において看護師等の業務に従事したときは、速やかに様式第六号の就業届を知事に提出しなければならない。

(返還方法)

第八条 前条の規定により就業届を提出した者は、返還の事由が生じた日の属する年の翌年（返還の事由が生じた日が八月一日から十二月三十一日までの間である場合にあっては、翌々年）以降、毎年一月三十一日までに、貸与を受けた奨学金の年額の二分の一に相当する額（返還すべき債務の残額が当該額に満たないときは、当該返還すべき債務の残額）を県に返還しなければならない。

2 被貸与者（前条の規定により就業届を提出した者を除く。）は、返還の事由が生じた日の翌日から起算して六箇月以内に、貸与を受けた奨学金の全額を一括して県に返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、前項に規定する返還の方法によることができる。

3 被貸与者は、第一項及び前項ただし書の規定にかかわらず、返還すべき債務の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

4 知事は、第一項及び第二項ただし書の規定による返還が困難な特別の事情があると認める者については、返還すべき年額を減額することができる。

(返還の債務の履行猶予の申請)

第九条 条例第九条の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第七号の返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査の上、猶予の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(返還の債務の免除の申請)

第十条 条例第十条の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けようとする者は、様式第八号の返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査の上、免除の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(異動の届出)

第十一条 被貸与決定者は、本人又は連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更があつたとき、及び条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けている場合であつて当該履行の猶予を受けることとなつた理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第十二条 被貸与決定者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、様式第九号の死亡届にその死亡を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(報告の要求)

第十三条 知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、被貸与決定者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年二月二十六日規則第六号)

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成二十二年三月三十日規則第五十七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の廃止)

2 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十八年埼玉県規則第二十一号)は、廃止する。

附 則 (令和七年三月二十八日規則第六十号)

この規則は、公布の日から施行する。